

令 和 8 年 8 月 10 日

千葉県千葉市中央区椿森二丁目5番8号

株式会社京葉美装

代表取締役 国吉 晃甲 殿

千葉東税務署長 亀田 敏樹



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和8年6月8日付で申請のあった千葉県千葉市中央区中央港一丁目164番及び165番千葉ポートパーク内千葉ポートタワー1階（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和8年8月10日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

酒類の販売方法は、通信販売を除く小売に限る。